

奈良市公報

第144号

令和7年6月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
4 30	49	奈良市公報号外第20号に掲載	共生社会推進課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 16	193	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
4 17	194	放置自転車等の保管	環境政策課
4 17	195	放置自転車等の保管	環境政策課
4 21	196	放置自転車等の保管	環境政策課
4 21	197	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	198	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	199	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	200	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	201	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	202	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	203	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	204	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	205	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	206	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 21	207	奈良市公報号外第20号に掲載	環境政策課
4 22	208	道路の区域変更	土木管理課
4 22	209	道路の供用開始	土木管理課
4 22	210	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 23	211	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 23	212	住民票の職権消除	市民課
4 23	213	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 24	214	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 24	215	差押調書の公示送達	滞納整理課
4 25	216	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課

4	25	217	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
4	25	218	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
4	25	219	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	25	220	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	25	221	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	25	222	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
4	28	223	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課
4	28	224	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課
4	28	225	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課
4	30	226	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	30	227	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
公 平 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	28	1	奈良市公報号外第20号に掲載	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	21	25	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課

告 示

奈良市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和7年4月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和7年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190985	訪問介護	合同会社ケアセンターあかね	奈良県奈良市出屋敷町172番地	合同会社ケアセンターあかね	奈良県奈良市出屋敷町172番地
2960199376	(介護予防)訪問看護	社会福祉法人うねび会	奈良県橿原市北越智町322番地	ぼれぼれケアセンター青山訪問看護	奈良県奈良市青山四丁目3-3
2970190977	通所介護	株式会社クロビア	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	エミライズケアセンター押熊	奈良県奈良市押熊町1068-2
2970190993	通所介護	社会福祉法人大和清泉会	奈良県奈良市二名一丁目2361番地の3	こまどりと丘デイサービスセンター	奈良県奈良市二名一丁目2356-1

(令和7年4月16日掲示済)

奈良市告示第194号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年4月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年4月3日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年4月17日揭示済)

奈良市告示第195号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年4月10日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年4月17日揭示済)

奈良市告示第196号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年4月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田中 尚 奈良市秋篠早月町1番25号	藤井 正幸 奈良市秋篠早月町6番28号

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第198号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により学園朝日町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日町二丁目529番地の51	奈良市学園朝日町二丁目529番地の56
代表者の氏名 及び住所	池田 浩章 奈良市学園朝日町二丁目529番地の51	吉田 伸哉 奈良市学園朝日町二丁目529番地の56

2 変更の年月日

令和7年4月13日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第199号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により別所町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	上西 敏嗣 奈良市別所町538番地	谷 源 奈良市別所町470番地

2 変更の年月日
令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により都祁友田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今西 登志也 奈良市都祁友田町1459番地	西畑 元嗣 奈良市都祁友田町895番地

2 変更の年月日
令和7年3月8日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により矢田原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西谷 元宏 奈良市矢田原町749番地	向井 政彦 奈良市矢田原町1637番地

2 変更の年月日
令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥田 晃久 奈良市和田町55番地	稲葉 文明 奈良市和田町161番地

2 変更の年月日
令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	吉田 忠浩 奈良市恋の窪一丁目19番15号	池田 治 奈良市恋の窪一丁目3番1号

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により都祁吐山町小川口垣内から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山下 基司 奈良市都祁吐山町3305番地	谷川 正明 奈良市都祁吐山町3269番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町1304番地の40	奈良市都祁白石町1304番地の45
代表者の氏名 及び住所	山本 由紀 奈良市都祁白石町1304番地の40	木之下 義彦 奈良市都祁白石町1304番地の45

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山口 昌邦 奈良市南登美ヶ丘1番6-1号	原地 繁実 奈良市南登美ヶ丘6番9号

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月21日揭示済)

奈良市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西部第682号線	六条西一丁目1201番2地先から 六条西一丁目1201番61地先まで	前	0.0	0	
			後	7.0~9.0	125	

(令和7年4月22日揭示済)

奈良市告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間		延長(m)	幅員(m)
1	西部第682号線	六条西一丁目1201番2地先から	六条西一丁目1201番61地先まで	L=125	W=7.0~9.0

(令和7年4月22日揭示済)

奈良市告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号
令和6年12月25日 奈良市指令整開 第24A-35号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和7年4月22日 第1935号
公共施設 令和7年4月22日 第981号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠早月町230番の一部及び231番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県奈良市山陵町219番地
加藤 次夫
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市秋篠早月町230番及び231番の各一部

(令和7年4月22日揭示済)

奈良市告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年5月28日 奈良市指令整開 第23A-41号

令和7年3月28日 奈良市指令整開 第23A-41-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年4月23日 第1936号

公共施設 令和7年4月23日 第982号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市杏町585番、586番、589番、590番、591番及び592番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市西区靱本町一丁目10番7-3209号

株式会社THS 代表取締役 仲尾 恵史

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市杏町585番、586番、589番、590番、591番及び592番の各一部

(2) 調整池

奈良市杏町592番の一部

(3) 公園

奈良市杏町585番、589番及び591番の各一部

(4) 下水道

奈良市杏町585番、586番、589番、590番、591番及び592番の各一部

(令和7年4月23日揭示済)

奈良市告示第212号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和7年4月23日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和7年4月23日揭示済)

奈良市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により八条第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	東井 嘉男 奈良市八条一丁目6番地	小橋 俊昭 奈良市八条一丁目831番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月23日揭示済)

奈良市告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年4月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年2月12日 奈良市指令整開 第24A-40号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年4月24日 第1937号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1694番1及び1695番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市中山町1366番地

寺田 善英

(令和7年4月24日揭示済)

奈良市告示第215号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年4月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和7年4月24日揭示済)

奈良市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有山歯科診療所	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目1-131	令和7年 1月31日

今小路薬局	奈良県奈良市川久保町 19-5	令和7年 1月31日
岩崎耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市西大寺南町 12番2号	令和7年 2月28日
薬局セブンファーマシー 左京店	奈良県奈良市左京一丁目 13-18-2	令和7年 2月28日
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町 687番地3	令和7年 2月28日
阪神調剤薬局 奈良県総合医療センター前店	奈良県奈良市石木町 636番地1	令和7年 2月28日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町 57番地1	令和7年 2月28日

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あおぞら歯科	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目1番4号1階	令和7年 3月1日
有山歯科診療所	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目1-131	令和7年 2月1日
今小路薬局	奈良県奈良市川久保町 19-5	令和7年 2月1日
訪問看護ステーションのるん	奈良県奈良市押熊町 1296番地の2	令和7年 2月1日
KUMI 皮膚科クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番51号西大寺スクエア 4階4号室	令和7年 4月1日
奈良西大寺まつき内科・内視鏡クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番51号西大寺スクエア 4階2号室	令和7年 4月1日
とうぎ内科・循環器内科クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番51号西大寺スクエア 4階3号室	令和7年 4月1日
岩崎耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市西大寺南町 12番2号	令和7年 3月1日
大和西大寺駅前薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番51号西大寺スクエア 3階304	令和7年 4月1日
こぐま薬局 左京店	奈良県奈良市左京一丁目 13番地18-2	令和7年 3月1日
阪神調剤薬局 奈良県総合医療センター前店	奈良県奈良市石木町 636番地1	令和7年 3月1日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町 57番地1	令和7年 3月1日
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町 687番地3	令和7年 3月1日

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
みんなの歯科	奈良県奈良市右京四丁目14-28 高の原ロイヤルメゾン101	令和7年 4月18日

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第219号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第220号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第221号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和6年5月24日 奈良市指令整開 第24A-4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年4月25日 第1938号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町92番、93番1、93番2、93番3、100番3及び102番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市茗荷町808番地1

社会福祉法人晃宝会 理事長 松村 圭祐

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和7年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 瀧瀬 和雅

住所 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(令和7年4月25日揭示済)

奈良市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年4月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市杉岡華邨書道美術館	書道美術館観覧料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年3月25日

委託をした日：令和7年3月25日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和7年4月28日揭示済)

奈良市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年4月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類
奈良市高畑町1096番地 株式会社奈良ホテル 代表取締役社長 原田 隆太	名勝大乘院庭園文化館	名勝大乘院庭園文化館施設使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年3月31日

委託をした日：令和7年3月31日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年4月28日揭示済)

奈良市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年4月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類
奈良市中新屋町2番地の1 奈良町くりえいと 代表 公益社団法人奈良まちづくりセンター 理事長 藤野 正文	奈良市音声館	音声館施設使用料 音声館備品使用料 大和のわらべうた全集売払収入

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年3月31日

委託をした日：令和7年3月31日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和7年4月28日揭示済)

奈良市告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新町二丁目5番22号	奈良市西大寺新町二丁目4番6号
代表者の氏名及び住所	倉本 庄太郎 奈良市西大寺新町二丁目5番22号	上田 賢一 奈良市西大寺新町二丁目4番6号

2 変更の年月日

令和7年4月12日

(令和7年4月30日揭示済)

奈良市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市法華寺町214番地の1 セレナハイム新大宮603号	奈良市下狭川町3009番地
代表者の氏名 及び住所	大西 秀実 奈良市法華寺町214番地の1 セレナハイム新大宮603号	廣田 敏 奈良市下狭川町3009番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年4月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第25号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月21日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名称	代表者氏名	所在地	指定日
中岡住環境設備	中岡 主行	奈良市針ヶ別所町511番地の2	令和7年4月7日

(令和7年4月21日揭示済)